

## 「新規取引登録書」の記入について

### 1 頁目

- ①弊社との契約を、貴社の本社でおこなう場合は本社のみ、支店や営業所でおこなう場合は、本社と支店・営業所の両方に会社情報をご記入ください。  
尚、記入された住所へ「注文書」「支払通知書」が届くことになります。  
上記の2点をそれぞれ別の事業所にお送りすることができませんので、その場合は貴社社内間にてご対応をお願いいたします。
- ②振込口座・でんさい利用者番号等をご記入ください。  
※当社の支払方法について※  
[現金] 銀行振込(振込手数料は貴社でご負担していただきますよう、お願いいたします)  
[でんさい] でんさい発生手数料は、当社が負担しております。  
※ 当社では2019.4.1より、従来の支払手形をでんさい払いへ変更しています。  
でんさいでの受け取りが難しい場合は管理課(03-5843-8075)までご連絡ください。
- ③請求印と領収印が異なる場合は、両方を押印してください。
- ④必ずコピーを取り、控えとして保管をお願いします。

### 2 頁目

- ⑤貴社の建設業許可の有無、内容をご記入ください。  
その際、弊社と契約をおこなう事業所の許可内容をご記入ください。  
また、建設業の許可証(本社以外の場合は申請営業所の別表も)をご提出ください。
- ⑥業務の推移を3期分ご記入ください。  
貸借対照表・損益計算書等を任意で添付してください。
- ⑦保険加入状況をご記入ください。  
国土交通省では、平成24年7月4日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を制定し、社会保険加入対策にあたって元請企業が実施すべき事項を示しております。  
弊社にても下請企業および作業員の社会保険加入状況を確認・指導をおこなっておりますのでご記入ください。
- ⑧安全協力会費及び互助会費を契約金額より引かせていただきます。  
合田工務店の工事を下請施工される協力会社の方すべてに、安全衛生協力会及び互助会に入会していただき、下記の通り会費をいただいております。詳しくは後ほど合田工務店安全衛生協力会会則・合田工務店互助会規約をお送りしますので、そちらでご確認ください。  
安全協力会費 全業種契約金額の1万分の2、ただし材料納入専門者は5万分の2  
互助会費 全業種契約金額の1万分の5、ただし材料納入専門者は1万分の1

### 提出先

添付書類とともに現場担当者へ提出してください  
(提出していただいた書類をもとに取引先コードを採番し、後日郵送にてコードと支払方法等をお知らせいたします。)

※ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

<新規取引登録書の記入・契約について>

TEL 03-5843-8076  
建築部建築課

<支払方法について>

TEL 03-5843-8075  
管理部管理課